

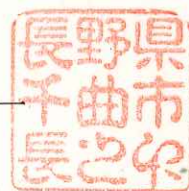
公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和7年9月18日

千曲市長 小川 修一



- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
千曲市大字森
千曲市大字羽尾
- 3 縦覧場所
千曲市役所建設部上下水道課
- 4 縦覧期間
自 令和7年 9月19日
至 令和7年10月 2日